

令和元年度 政策評価基本方針

第1 趣旨

政策評価（北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号。以下「条例」という。））の計画的かつ着実な推進を図るため、条例第4条第1項の規定に基づき、令和元年度の政策評価に関する基本方針を定める。

第2 政策評価に関する基本方針

1 政策評価の実施に関する基本的な方針

(1) 評価の趣旨

P D C A サイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システムのもと、フルコストによる政策評価を行い、評価結果を予算の編成及び執行、組織・機構の整備並びに総合計画の推進管理など道政の各分野に反映させるとともに、政策決定や事業遂行にかかわる情報を広く道民に提供する。

(2) 評価の目的

ア 政策の合理的な選択と質の向上

社会経済情勢の変化などに伴う道政上の課題への的確な対応に向け、効果的な施策展開を図るため、定期的に点検・検証を行い、各種情報を蓄積することにより、政策の合理的な選択と質の向上を図る。

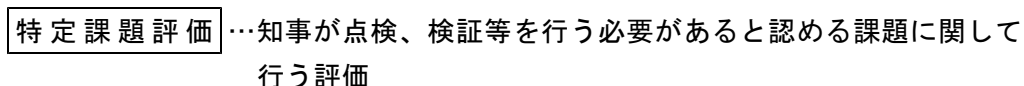
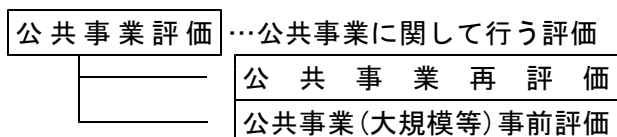
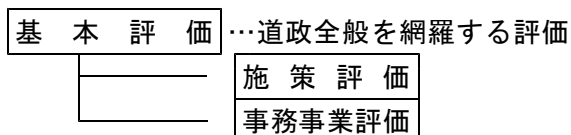
イ 限りある財源、人員等の効果的配分

政策の必要性や優先度、有効性・効率性の視点などから改善等を要する事務事業の見直しを行い、限られた行財政資源を効果的に配分する。

ウ 行政の透明性の確保と説明責任の遂行

道の政策内容と遂行プロセスを広く道民に公開し、行政の透明性の確保と説明責任の遂行を図る。

(3) 評価の体系



(4) 評価の実施体制

一次政策評価（実施機関が行う政策評価）と、道政の統一性を確保し又は総合的な推進を図る観点から、一次政策評価の対象となった政策のうち必要があると認めるものについて行う二次政策評価（知事が行う政策評価）の二段階評価とする。

(5) 評価の実施

基本評価（施策評価及び事務事業評価）、公共事業評価（公共事業再評価、公共事業（大規模等）事前評価）、特定課題評価を実施する。

(6) 実施方針の策定

実施機関は、条例第5条第1項の規定により、この基本方針に基づき各政策評価（基本評価（施策評価及び事務事業評価）、公共事業評価（公共事業再評価、公共事業（大規模等）事前評価）、特定課題評価）の実施方針を定めるものとする。

ただし、各政策評価において、評価の対象となる事務事業等がない実施機関にあつては、当該政策評価の実施方針を定める必要はないものとする。

2 政策評価の実施に係る基本的な考え方

政策評価の実施に当たっては、「北海道総合計画（以下「総合計画」という。）」及び知事公約等を着実に推進するとともに、「行財政運営方針」を踏まえ、安定的で持続的な財政基盤を確立していくため、施策・事業の取捨選択や施策間連携・横断的の事業の推進など、徹底した点検・検証の上、必要な見直しを行うものとする。

(1) 基本評価

ア 施策評価

総合計画の政策体系に沿って重点戦略計画などに関連する施策と一体的に推進管理を行うとともに、限られた行財政資源の最大限の活用と施策目標の実現を図る観点から、目標・指標などの具体の根拠に基づき、施策の点検・検証を行い、政策目標の実現に向けた今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにする。

イ 事務事業評価

施策目標の実現と、事業の効果的かつ効率的な執行を図る観点により、前例にとられない意識のもと、施策評価と一体的に点検・検証を行うとともに、改善等を要する事務事業の再構築（スクラップ・アンド・ビルド）を徹底するなど、限られた行財政資源を最大限に活用することにより、道政上の課題への対応と規律ある財政運営との両立を図る。

(2) 公共事業評価

ア 公共事業再評価

公共事業は、社会資本の整備を通じて道民生活の向上を図る上で重要な役割を果たす一方で、事業期間の長期化に伴い社会経済情勢の変化など取り巻く状況も変化することから、事業着手から一定期間経過後での継続事業の妥当性などを検証するため、事業実施中の地区ごとに点検・検証を行うことによって、公共事業の効果的・効率的な実施と実施過程の透明性の一層の向上を図る。

イ 公共事業（大規模等）事前評価

大規模公共事業は、北海道にとって必要な社会資本を効果的、重点的に整備するうえで大きな役割を果たす一方で、投資額が大きく建設にも長期間を要するなど、社会的・地域的にも大きな影響があるため、大規模な公共事業等について、事業の企画・立案段階で、必要性や事業効果などを点検・検証するとともに、事業内容や検討状況等を明らかにすることにより、企画・立案過程の透明性の一層の向上を図

る。

(3) 特定課題評価

その時々での行政ニーズに対応して、政策に関する特定の課題を設定し、その課題に係る施策や事務事業について、点検・検証等を行うとともに、政策評価委員会によるヒアリングを公開で行うなど、外部評価の手法を用いることにより、評価の透明性の向上、道民参加の促進及び行政の説明責任の一層の向上を図る。

3 政策評価の対象に関する事項

(1) 基本評価

ア 施策評価

総合計画の政策体系に沿って整理した施策

イ 事務事業評価

令和元年度予算に計上されている事業及び職員配置の基礎となっている分掌事務のうち、実施方針で定める事務事業

(2) 公共事業評価

ア 公共事業再評価

道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）の施工地区のうち、次に該当するもの

(7) 国（公共事業関係省庁）が定めた再評価の要件に該当する地区及び交付金事業の施工地区のうち、同要件を準用した場合に該当することとなる地区

(イ) 事業費に大幅な変更が生じた地区

(ウ) その他特に必要と認める地区

イ 公共事業（大規模等）事前評価

道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）の施工地区のうち、国（公共事業関係省庁）の事前評価実施要領等に示されている事業の施工地区及び同要領等を準用した場合に対象となる交付金事業の施工地区で、次に該当するもの

(7) 令和3年度国費予算要望等を予定している施工地区のうち、事業費が10億円以上の地区

(イ) その他特に必要と認める地区

(3) 特定課題評価

ア テーマ

分かりやすい評価制度について

イ 対象

基本評価制度等

4 政策評価の視点に関する事項

政策評価の視点は、必要性、有効性、効率性等及び政策の特性に応じて定めるものとし、各評価の視点は、次を基本とする。

(1) 基本評価

- ア 施策評価
 - (7) 施策目標の達成状況
 - (イ) 施策間の連携状況等
 - (ウ) 施策の緊急性、優先性
 - イ 事務事業評価
 - (7) 事務事業の有効性
 - (イ) 事務事業のコスト
 - (ウ) 事務事業の執行体制
 - (2) 公共事業評価
 - ア 公共事業再評価
 - (7) 事業の進捗状況
 - (イ) 事業の実施に伴う経済効果
 - (ウ) 事業コスト縮減の取組
 - (エ) 事業の必要性
 - (オ) 事業を推進する上での課題
 - (カ) 事業の達成見込み
 - イ 公共事業（大規模等）事前評価
 - (7) 事業の必要性
 - (イ) 事業内容等の適切性
 - (ウ) 代替案の検討
 - (エ) 緊急性、優先性
 - (オ) 環境への影響、配慮
 - (カ) 事業の妥当性
 - (キ) 事業効果
 - (ク) 事業特性による特記事項
 - (3) 特定課題評価
 - (7) 評価に関する情報が、分かりやすく道民等に提供されているか
 - (イ) 総合計画や施策目標の達成に向け、より効果的な評価制度となっているか
 - (ウ) 評価事務におけるプロセスが効率的になっているか
- 5 政策評価の時点に関する事項
- 評価の特性に応じ、次の時点で評価を実施する。
- (1) 基本評価：中間評価（政策の実施途中の時点における政策評価）
 - (2) 公共事業評価
 - ア 公共事業再評価：中間評価
 - イ 公共事業（大規模等）事前評価：事前評価（政策の実施前の時点における政策評価）
 - (3) 特定課題評価：中間評価

6 政策評価の方法に関する事項

(1) 評価の基準日

評価対象を特定する時点を基準日とし、各政策評価について、次のとおりとする。

ア 基本評価（施策評価、事務事業評価）：令和元年8月1日

イ 特定課題評価：令和元年8月1日

ウ 公共事業再評価：令和元年8月1日

エ 公共事業（大規模等）事前評価：令和2年3月1日

ただし、この基準日によらず評価の対象を個別に指定することができる。

(2) 評価の手法

ア 実施機関は、所管する評価の対象について、実施方針で定める評価調書を作成し評価を行うとともに、当該評価調書を知事（政策評価主管部局）に提出するものとする。

なお、特定課題評価に係る評価調書の作成に当たっては、北海道政策評価委員会（以下「政策評価委員会」という。）による提言を適切に反映するものとする。

イ 知事は、二次政策評価を行うときは、別に定める評価調書を作成し評価を行う。

ウ 実施機関は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、評価の過程において、政策評価委員会から意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。

(3) 評価の日程

ア 基本評価及び特定課題評価の日程は、概ね次のとおり。

7月…基本方針・実施方針決定

8月～10月…評価の実施（一次・二次）

11月…評価結果の取りまとめ、議会への報告・公表

イ 公共事業再評価及び公共事業（大規模等）事前評価の日程は、概ね次のとおり。

(ア) 公共事業再評価

7月…実施方針決定

8月～10月…評価の実施（一次・二次）

11月…評価結果の取りまとめ、議会への報告・公表

(イ) 公共事業（大規模等）事前評価

7月…実施方針決定

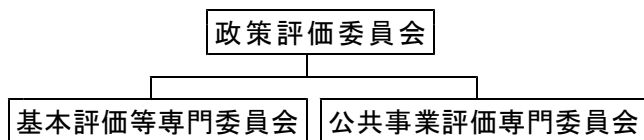
令和2年3月～4月…評価の実施（一次・二次）

令和2年5月～6月…評価結果の取りまとめ、議会への報告・公表

7 政策評価委員会の運営に関する事項

(1) 体制

政策評価委員会の体制は、北海道政策評価委員会規則(以下「規則」という。)に基づき、次のとおりとする。



(2) 専門委員会の所掌事項

規則に基づき置く各専門委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

ア 基本評価等専門委員会：基本評価及び特定課題評価に関すること

イ 公共事業評価専門委員会：公共事業評価に関すること

(3) 開催方針

政策評価委員会は、次に掲げる事項について調査審議するため、開催する。

ア 基本方針に関すること

イ 政策評価の制度のあり方に関すること

ウ 議会に提出する政策評価の結果に関すること

また、各専門委員会は、所掌する政策評価の実施及び制度に関する事項について調査審議するため、開催する。

(4) 開催日程等

令和元年度における政策評価委員会の開催日程等は、概ね次のとおり。

5月(第1回)…議会に提出する政策評価の結果の審議

7月(第2回)…基本方針の審議

11月(第3回)…議会に提出する政策評価の結果の審議

また、各専門委員会は、政策評価の実施及び制度の検討に合わせ、適時開催する。

8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

実施機関は、政策評価の結果を、実施機関が所掌する政策の企画立案をはじめ、予算の編成及び執行、組織・機構の整備並びに総合計画の推進管理、重点政策の展開、事務事業の見直し等の事務改善など、道政のあらゆる分野に着実に反映させるものとする。

9 政策評価に関する情報の公表に関する事項

条例で公表が義務付けられている基本方針、実施方針、評価調書等のほか、政策評価委員会議事録など政策評価に関する情報について、次の方法により、適時に公表する。

なお、公表に当たっては、道民にとって分かりやすい内容、容易に入手できる方法に努めるものとする。

公表の方法	実施主体
○実施機関における縦覧及び配付用資料の配付	当該政策の所管部局等
○行政情報センター、各総合振興局、各振興局における縦覧及び配付用資料の配付	政策評価主管部局
○北海道のホームページへの掲載	政策評価主管部局、当該政策の所管部局等
○上記のほか、新聞、テレビなど各種広報媒体の活用やその他実施機関が必要と判断する方法	政策評価主管部局、関係実施機関

10 政策評価の充実のために必要な措置に関する事項

(1) 調査、研究等に関する事項

実施機関は、国、都府県等における実施事例、政策評価手法の信頼性及び精度の向上等に関する調査、研究等に努めるものとする。

(2) 職員の資質の向上に関する事項

実施機関は、政策評価に関する研修機会の確保に努めるほか、政策評価の実施に当たって、説明会の開催、マニュアルの作成などを通じて、職員の資質の向上を図るものとする。

(3) その他の措置

実施機関は、PDCAサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システムの強化に向けて、政策評価制度の改善・充実に努める。

11 政策評価に関する道民意見の取扱いに関する事項

実施機関は、広報・広聴活動の充実、インターネット等情報通信手段の活用などにより、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるものとする。

また、提出された道民の意見については、政策評価への適切な反映に努めるとともに、その反映状況を明らかにするものとする。

12 政策評価結果の北海道議会への報告に関する事項

政策評価主管部局及び政策の所管部局等は当該政策評価結果について、原則第4回定例会において所管する常任委員会へ提出するものとする。

なお、評価の特性により、上記定例会への提出が困難な場合は、評価結果取りまとめ後、議会に提出するものとする。

13 その他政策評価の実施に関し必要な事項

この基本方針に定めるもののほか、その他政策評価の実施に関し必要な事項については、各政策評価の実施方針において定めるものとする。